

加古川市立保育所及び加古川市立認定こども園における満3歳以上保育認定
子どもに係る給食の実施に関する要綱

令和元年10月1日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立保育所（以下「保育所」という。）及び加古川市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）における子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども（以下「満3歳以上保育認定子ども」という。）に係る給食の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(給食の実施)

第2条 市長は、保育所及び認定こども園に在園する満3歳以上保育認定子どもに対し、給食を実施する。ただし、加古川市立保育所条例施行規則（昭和58年規則第20号）第6条に規定する休日、加古川市立認定こども園園則（平成29年規則第14号）第12条に規定する教育又は保育の提供を行わない日その他園長が必要と認める日は、実施しない。

(給食費)

第3条 市長は、給食費として毎月4,500円を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第3号）第12条第4項第3号ア（イ）に係るものに限る。）又はイ（（イ）に係るものに限る。）に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る給食費は免除する。

(給食費の納入方法)

第4条 満3歳以上保育認定子どもの保護者は、給食費を毎月28日（12月にあつては、26日）までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の給食費は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、給食費の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。